日野町監査委員告示第１号

地方自治法第１９９条第１項および第２項に基づき、令和５年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和６年１月２６日

日野町代表監査委員　　東　源一郎

定期監査結果

１．監査日時および監査場所	令和５年１２月２２日（金）午前９時００分～午前１０時１２分 日野町役場　４階　監査委員室
２．実施監査委員	東　源一郎　・　川東　昭男
３．監査対象機関	総務課
４．監査対象 主たる監査事項	総務課の分掌する事務全般についておよび次の事項について 〇消防団の現状と課題について 〇自主防災組織の育成について
５．監査手続	令和５年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
６．監査の結果	消防団は、消防組織法により設置される非常備の消防機関であり、構成する消防団員はそれぞれに本業を持ちながら非常勤特別職の地方公務員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という理念のもとに住民の生命と財産を守る重要な役割を担っていただいていることに対し、敬意を表し感謝を申し上げる。さらには火災発生時のみならず風水害等の自然災害の危険が迫る際にも活躍されており、地域防災体制の中核をなすその役割に大きな期待を寄せるところである。ただ、昨今は時代の変化とともに人口減少など社会情勢が変化してきている。消防団を次世代へと引き継ぐためにも現下で生じている課題は消防団と町が一緒になって検討されたい。 さて、阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験を踏まえ、地域の防災体制の確立が喫緊の課題である。町内の自治会長へのアンケート調査では２０集落で自主防災組織が設置済みとの結果であった。組織がない自治会であっても災害が起きた場合の対応を話し合うなど防災意識を高めていただくことが望まれる。そのためには、防災出前講座や防災訓練などの取組を通じて引き続き、住民の防災意識の向上と自助・共助の意識づけを図られたい。併せて、自主防災組織等の活動の活性化のため、今後も積極的な支援に取り組まれたい。